

一時保護解除後の支援から見る子どもの

最善の利益と家庭復帰の是非

彦野有紀

- 1、はじめに
- 2、被虐待児が家庭復帰をする問題点
- 3、一時保護解除とその後の支援
- 4、定義の確認
 - (1)親子関係再構築
 - (2)子どもの最善の利益
- 5、自説
- 6、おわりに

1. はじめに

こども家庭庁の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について第 19 次報告」¹によると、令和 3 年度の 1 年間で、74 人が心中を含む児童虐待で大人によって命を奪われており、そのうちの 7 割は児童相談所の関与がないまま死亡に至っている。しかし残りの 3 割は、児童相談所が関与したにもかかわらず死亡が確認されている。この割合を私は多いと捉えている。

虐待をはじめとする家庭内の問題は外部からは見えにくく、発見に至ったとしても介入しにくいものである。また、当事者となるのは一般的に弱い立場になりがちな子どもで、彼らが適切な SOS を周囲に出せない可能性もこの問題をより難しいものになっていると考えられる。

そんな困難な状況のなかでもなんとか児童相談所という、法的に家庭内の問題に介入することを可能とする機関にたどり着くことができたのにも関わらず、最終的には救われることなく命を失っているという事実は、なぜ発生してしまうのだろうか。

国は、このように年間 50 人を超える子どもたちが虐待で亡くなっているにも関わらず、子どもにとっての家庭や親の重要性を主張し、過去に虐待などの家庭内の問題があったとしても親子関係を再構築していくことを推奨するような声明や主張を多く行っている。

¹こども家庭庁 こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 19 次報告
https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/hogojirei/19-houkoku/

親子関係の再構築を支援する目的について、親子関係再構築支援実践ガイドブックは「まさに子どもの回復、成長を促すために不可欠な要素であるからである」²と述べており、また、「子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、親を含めた家庭ごと支える視点が不可欠」であるとして、子どもにとっての親や家庭の重要性を述べている。

そのような国の方針が顕著に表れているのが、児童相談所の対応である。令和2年度の厚生労働省の調査によると、一時的に保護された子どもの退所後の行き先について、虐待を受けた児童のうち、「家庭復帰」をする児童が半数近くの46.2%と最も多く、³次いで児童養護施設が25.9%、里親が4.0%など元の家族とは離れて暮らす児童が多い結果となった。このように虐待の事実が確認されても、約半数の子どもたちは短期間で家庭に戻っているということだ。

そこで本稿では、児童相談所によって一時保護された児童が家庭に復帰する際、どのような支援策が講じられているのか整理したうえで、そこにある問題点と、家庭復帰と子どもの最善の利益の関係性について検討していきたい。なお、本稿においては、保護された理由を虐待に限定し、一時保護解除後はそのまま元の養育者のもとへ帰る家庭復帰を想定し考察を行う。

2. 被虐待児が家庭復帰をする問題点

本章では、被虐待児が家庭復帰をする問題点について整理していく。私が問題点として挙げたいのが、家庭に戻っても再び虐待を受け、一時保護所への入退所を繰り返す事案である。要因として考えられることは、親子を分離させている間に家庭環境や虐待をしていた親の態度に変化がないまま家庭復帰に至ったことや、復帰後の支援の不足が考えられる。これでは問題解決に至っていないと言える。家庭環境に変化がなく、もし悪化すれば最悪の場合、虐待による死亡事件が発生する可能性がある。実際に、2019年には千葉県野田市で10歳児が虐待により死亡し、同年の神奈川県大和市では兄弟4児の死亡が確認されるように、全国で毎年複数の虐待児事件が起きている。

上記2つの事件の共通点は、2件とも児童が少なくとも一度は保護され、その後家庭復帰をしているという、児童相談所が把握し関与したなかでの事件だということだ。すなわち、児童相談所が家族再統合をしなければ、虐待死は防げたのである。千葉の事件は、該当児童の転居や転校による各所の情報共有の不足や、教育機関職員の虐待事案の専門性の

² 厚生労働省 親子関係再構築支援実践ガイドブック <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174958.pdf>>

³ 厚生労働省 一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究報告書 <<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000863963.pdf>>

なさによる明らかな対応の誤り、一時保護解除後の在宅指導不足が一因と考えられる。後者の神奈川県的事件については、4 兄弟のうち次男が一時保護解除後に死亡が確認され、その後の調査によって他の3人の兄弟も過去に死亡していたことが明らかになっている。

このように、千葉の事件では家庭内暴力、神奈川的事件では他兄弟の不審死など、家庭内が子どもの養育に適切であるとは言い難い環境であったのにも関わらず、行政の推進する家族再構築を重視し家庭復帰をした結果起きてしまった事件だと考えられる。

3. 一時保護解除とその後の支援

前章をふまえ、虐待を受けた子どもを家庭に復帰させる際の流れとその後の支援について検討していきたい。

日本では児童虐待は深刻な社会問題であり、令和4年度の児童相談所における児童虐待の対応件数の速報値は、219170件⁴と過去最多である。児童相談所の関与を受け、そのうち一時的に保護された子どもは、原則2か月の短い期間内に関係各所と一緒に自身の今度について考えていく。選択肢は主に3つ存在し、家庭に戻るのか、施設に入所するのか、里親と暮らすのか、というものである。

家庭復帰を選択した場合、再虐待の可能性を考慮し最低でも6か月間の在宅指導を受け、場合によっては児童相談所に通所する必要⁵がある。また、判断の際には厚生労働省の作成したツールである「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト⁶」を活用するなどし、家庭復帰後の再虐待を防いでいる。判断項目には、経過・子ども・保護者・家庭環境・地域の5つの観点から20個の設問があり、個々の感情だけではなく客観的にみた状態もふまえ総合的に判断していると認識できる。使用にあたって厚生労働省は、「虐待が再発するリスクを適切に認識したうえで、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうか」が家庭復帰を判断するうえで重要であると述べている。

一時保護解除により、子どもは保護所で構築した人間関係を失うことになり、それは当初の不安・怒り・悲しみなどの感情の再現に繋がる恐れがあるため、慎重な検討と準備が必要⁷である。また、万一再虐待が起きてしまった際の対応として、保護している間に子ど

⁴ こども家庭庁 児童虐待防止対策児童虐待の現状令和4年

[〈https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf〉](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf)

⁵ 厚生労働省 児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン

[〈https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html〉](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html)

⁶ 厚生労働省 [〈https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/dl/02.pdf〉](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/dl/02.pdf)

⁷ はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック 57頁

もが年齢に応じて SOS が出せるよう方法を教えていくことも重要である。例えば、学校の職員への SOS の出し方や児童相談所の番号（189）の使い方を練習することなどが考えられる。

4. 定義の確認

ここで、被虐待児の家庭復帰を検討するに当たって重要だと考える 2つの言葉について定義を確認し、自分なりに解釈を加えていく。

① 親子関係再構築

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」は親子関係再構築を子どもの回復を支えるという視点から考えている。そしてその定義を「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復する⁸」ことであるとした。そして最終的な目的は、「子どもが自尊感情をもって生きてゆけるようになること、生まれてきてよかったと自分が生きていることを肯定できるようになること」である。そして、そのためであれば家庭復帰のみが家族再構築のゴールではないと述べている。つまり、ともに暮らすことができなくても、生い立ちの整理や一定の距離間のもとで親と交流を続けていくことでもかなわないとし、お互いを受け入れあう関係を目指すということである。

このように親子関係の再構築の支援においては、親との肯定的な関係を再構築する交流の支援を行うだけではなく、生い立ちの中で抱えた親や自分に対する否定的な感情や考えを肯定的なものとする支援や、自分のルーツを確認することで「生まれてからの連続性」を取り戻し、前に進むための支援が含まれる。そしてそれは、世代間の虐待の連鎖を防ぐ力にもなるとガイドラインではまとめられている。

②子どもの最善の利益

子どもの最善の利益という言葉を開くと思い浮かぶのが、1989年の国連総会にて採択された子どもの権利条約である。その基本的な4つの柱として生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があり、すべての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることを定めたものである。このように条文に具体的にどのようなものであるかは明記されていないと感じる。

しかし、それは当たり前のことであるともいえる。私たちは一人ひとり自我を持ち、権利をもっている。自分がなにを求め、なにを最善とするかは各々異なってくるからだ。最

⁸ 社会的養護施設における親子関係再構築支援ガイドライン 1章1節4項

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1b2c250-757b-4d70-80e3-594ea41b20bb/fe69e0b4/20230401_policies_shakaiteki-yougo_syakaiteki-youiku-suishin_42.pdf

善の利益というものは個人的かつ流動的であり、その際に主体的に自分自身で選択し行動する自由が保障されていることが重要であり、それは大人も子供も共通しているのではないかと考えた。

5. 自説

自分なりに行政の目指す親子関係再構築と、すべての子どもに等しくあるべき最善の利益について理解したうえで、再び被虐待児童の家庭復帰について述べていきたい。

私はこのテーマについて検討を始めた当初は、児童相談所が被虐待児を家庭復帰させることに否定的であり、家族の再統合にも疑問を持っていた。しかし、子どもの最善の利益はひとつに結論付けられるものではないと気がつき、家族の再統合についても、親子がともに暮らすことのみがゴールではないことや、親子関係の再構築は子ども自身の出自の整理や本人のアイデンティティの確立、自分で自分を認め愛することに繋がると知り、当初の自分の考察の甘さを痛感した。

死亡事例からも分かる通り、被虐待児の家庭復帰は必ずしも良いとは限らない。しかし簡単に親子関係は分離すべきでもなく、親子関係を再構築しようとする行政の働きかけは重要なものである。子どもにとって親子関係が分離したまま成長していくのではなく、何らかの形で親の存在を認識し続けることもまた必要であり、つまり、家庭復帰と親子関係の再構築はイコールで結ぶことはできないのだと考えている。

被虐待児の処遇を決めるうえで重要な点は、子どもの最善の利益を追求することであり、子どもが危険にさらされないことはもとより、子どもにとっての安全と安心感のある居場所を確保し、子ども自身の選択を後押しできるような環境であり、それが子どもの成長と、心の回復に不可欠であると考えた。

6. おわりに

ここまで、虐待を受けた児童が家庭復帰をし、家族との関係を再構築することの是非について、自説をふまえながら検討をしてきた。

私は昨年度のレポートのなかで、一時保護されている子どもの環境と心境について「安全な場所にいるはずの子どもが、家に帰りたく願ってしまう背景には、子どもの保障してほしい自由や安心安全と、児童相談所や一時保護所が考える子どもの安全の確保の間に溝が生まれているからではないか」と結論付けた。そして今回、新たなテーマで検討を重ねるなかで、この点についてもう一つの考察が生まれた。それは、被虐待児は自分の現状の変化が怖く、親のことをおもう気持ちもあり同時に家族のことが好きだから「家に帰り

たい」と願うのではないかというものだ。家族とは虐待をしてくる親のみではない。兄弟など自身を取り巻く環境の大部分を占めるものである。そして、たとえ虐待をしていたとしても親は子どもにとって唯一無二の存在にほかならず、親への期待や心から安心できる居場所であった家族の思い出は簡単に消えることはないはずだからだ。感情はわりきれないものである。まして精神的に未熟であり、何かに依存し大人に保護されることで生活している子どもにとって、親から離れることや生活環境の変化に耐えるということは簡単なことではないだろう。

しかし、虐待の問題は、当人の感情で解決できる問題ではない。3章でも述べたように、一時保護解除時は、親子の意見も十分に考慮されている。しかし子どもの処遇を決定する児童相談所は、そのことをふまえつつ冷静な判断が必要である。子どもに密接に関わるものとして子どもの最善の利益を考え、決断すべきである。その決断が子どもの未来を左右することは自明だからである。そしてその結果家庭に復帰した親子も分離した親子も、肯定的なつながりを持つようとすることは子どもの将来に良い影響を与えると信じたい。

これからもし私自身がなんらかのかたちで子どもと関わる機会があれば、その子自身の最善の利益を考え、行動を後押しできる大人になりたい。